

60. 外国人介護人材を受け入れる心構え

(技能実習生の受け入れ要件の緩和から考える事)

2019年2月17日

平成31年1月29日、厚生労働省社会・援護局から、下記内容にて外国人介護技能実習生についてのパブリックコメントが出されました。(太字下線は追記)

※

※パブリックコメントとは、行政機関による規制の設定、改廃にあたり、原案を事前に公表して国民から意見や情報提供を求め、フィードバックを行なう制度(ASCII.jp デジタル用語辞典より)

介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件(案)について(概要)

1. 改正の趣旨

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。)において、法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業にあっては、事業所管大臣が、技能実習計画の認定基準等について、告示でその職種及び作業に固有の要件を定めることができることとされているところ、介護職種については、介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(平成29年厚生労働省告示第320号。以下「告示」という。)において、固有の要件を定めている。
- 介護はコミュニケーションを前提として業務を遂行する対人サービスであることから、告示においては、介護職種の技能実習生について、業務の段階的な修得に応じ、各年の業務の到達水準との関係等を踏まえ、一定の日本語要件を設けている。
- 今般、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みについて検討を進めるとされたことを踏まえ、介護の技能実習生の日本語要件について、下記のとおり告示の改正を行う。

2. 改正の内容

- 第二号技能実習について、技能実習生が次の要件を満たす場合には、当該技能実習生は、当面の間、第二号技能実習の日本語要件を満たすものとみなすこととする。
 - ・介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。
 - ・技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。
- 上記の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 関連規定

規則第 10 条第 2 項第 8 号

4. 告示日等

告示日：平成 31 年 3 月（予定）

適用期日：告示日（予定）

“パブリックコメント【案件番号：495180334】”。 e-Gov 電子政府の総合窓口。
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000182661>,

簡単に要約すると、介護はコミュニケーションを前提として業務を遂行する対人サービスであることから、業務の段階的な修得に応じ、1 年目は日本語能力試験 N4 に合格したものの、2 年目は日本語能力試験 N3 に合格したものの縛りがありました。

今回のパブリックコメントは、2 つほど条件を付けていますが、限りなくその縛りをなくしますよ！という事です。何か意見があれば具申してください。でも、改定します！というわけです。

つまり、介護の技能実習生は、技能の移転という高邁な理想から外れて、労働者として受け入れても良いということかもしれません。技能実習生を送り出す国（特にベトナム、フィリピン）側からみて、現実近づいたことかもしれません。

この改訂の良し悪しは、実は私にはよくわからない（わからなくなった）のが本音です。

この 4 月からの内容が見えていない新しい**在留資格「特定技能」**の運用、**全産業での労働力不足**、外国人労働者の本音は「稼ぎたい」(賃金の高低で人が動く)など、これら前代未聞な日本が体験したことがない大きな渦がこの 4 月以降に始まります。その中でコミュニケーションを前提とした「質の担保」を含めた介護という特殊な仕事に対する外国人労働者の位置づけがどう確保されていくか、とても難しい事です。

一つの大きな芯があって動いていない、特に介護は各自バラバラで動いている様な気がするの私だけでしょうか。

今の統計問題の対応などから見ても、厚生労働省や政治家の皆さん、そして安倍総理や官邸も**日本を司る方々皆々**、外国人労働者の受入問題の本質がわかっていない中で、介護の社会は 4 月からの大きな大きな渦に巻き込まれていく事でしょう。

各地で技能実習生や外国人問題が取り上げられてきています。

外国人の方が悪いのではなく、我々日本人、受入側の心構えができていないのも事実です。今後、より一層と生産性人口が減り続ける現実を直視して、介護の法人施設は、今、何をどう考えていくかを真剣に考えていく事がとても重要な事ではないでしょうか。